

平成18年5月30日

文部科学大臣 小坂 憲次 殿

社団法人日本作業療法士協会
会 長 杉 原 素 子

教育現場における積極的な作業療法士の活用について
(要 望)

作業療法士は、医療・保健・福祉・教育・労働等に幅広く関わり、発達障害領域においても障害種別・年齢に関係なく関わりをもっております。発達時期に生じた障害をもつ子どもたちに対して、遊びを中心としたさまざまな作業活動を利用して、個々の子どもの発達課題（運動機能、日常生活技能、学習基礎能力、心理社会的発達など）や、現在と将来にわたる生活を考慮した治療を行います。また、たとえ障害があっても、家庭や学校、社会で生き生きと生活できるように指導・援助を行います。

平成15年度からの特別支援教育体制推進事業においては、各都道府県で異なりますが、すでに関わっている作業療法士もおります。本制度推進にあたっては、障害のある児童生徒一人一人のニーズに応じた一貫した支援が重要であり、各地域の特性に応じた支援体制作りが必要と考えます。

また、平成17年度の発達障害者支援法の施行を踏まえ、厚生労働省との連携を強化し、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の整備を図るため事業対象を幼稚園及び高等学校へ拡大されたことは重要と考えます。また、早期発見・早期発達支援・特別支援教育・就労移行支援・地域生活支援の観点からも作業療法士として本制度に対し貢献できるものと確信しております。

以下に挙げる作業療法士の資質と実績から、教育現場における作業療法士の積極的な活用を要望いたします。

- 1) 脳性麻痺等の肢体不自由児、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症等を含む、発達障害領域の全ての対象障害について評価 計画 実施 判定の実績を有している。

- 2) 特別支援教育制度推進に関連した事業に、以下のような関与の実績がある。
- (1) 県及び市・町での特別支援連絡協議会委員としての参画
 - (2) 専門家チームの一員としての参画
 - (3) 巡回相談事業への参画
一人一人のニーズに対応する個別支援計画策定の援助
学校(教室)を集団と考えた、小集団に対する関わり支援
 - (4) 特別支援教育コーディネーター資格としての参画
教員免許を取得している専門職(作業療法士)としての参画
各教員への指導及び相談役としての参画
- 3) 発達障害・身体障害・精神障害領域に関わっており、障害・年齢種別にとらわれない視点及び子どもたちの具体的な活動を支援する技能を有している。
- 4) 地域における医療・保健・福祉・労働等の領域を繋げ、継続的な支援を行う技能を有している。

以 上